

告 示

埼玉県告示第六百十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十八年五月二日

埼玉県知事 上田清司

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県八潮市大字伊草字上根五百六十一番一部、五百六十一番三の一部、五百六十二番一部、五百六十二番三、五百六十二番四の一部、五百六十五番一部、五百六十五番三、五百六十六番二、五百六十六番三、五百六十七番二、五百六十九番二、大字新町百九十六番の一部、大字小作田字北開耕地九百十七番一部、九百十八番の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふつ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

別図

